



セコム 安心 マイホーム保険 は、  
4つの大きな特長によって、  
ぴったりの安心をお届けします。



## 特長 1

ご希望の補償範囲に合わせてプランを選択できます。

基本補償を **ワイドプラン** **ベーシックプラン** **スリムプラン** の3つのプランから選べるシンプルな設計です!

## 特長 2

特約を自由に選択することができます。

各種特約を組み合わせることにより、必要な補償に絞ったご契約の設計が可能です！

## 特長 3

各種割引が充実しています。

「ホームセキュリティ割引」「オール電化住宅割引」「長期年払割引」を適用することができます！

## 特長 4

基本補償に免責金額(自己負担額)を設定することができます。

免責金額「なし」「3万円」「5万円」「10万円」「20万円」「30万円」「50万円」「100万円」から選択できます。

免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です！



最後のページ(巻末)に  
「安心チェックシート」があります。

無駄なく、確実に補償内容をお選びいただくためにも  
是非ご活用ください。

[巻末へ ▶](#)

# STEP-1 基本補償プランについて

ご希望の補償範囲に応じて3つのプランをご用意しました。  
ニーズに合わせて **ワイド** **ベーシック** **スリム** からお選びいただけます。

損害保険金として補償される修理費には次の費用も含みます。

建物や家財の  
修理に  
かかる費用

- a 残存物取片づけ費用**
- b 損害範囲確定費用**
- c 仮修理費用**

損害が生じた保険の対象の清掃費用等、  
残存物を取片づけるのにかかった費用  
保険の対象に生じた損害の範囲を  
確定するために必要な調査費用  
損害が生じた保険の対象の  
仮修理に必要な費用

**損傷額  
(修理費)**

※損害額から上記**a**～**c**の費用を除いた金額は、保険金額が限度となります。

## セコム安心マイホーム保険の3つの基本補償プラン

●: 補償します ×: 補償しません

### 1 火災、落雷、破裂・爆発



**ワイド  
プラン**

**ベーシック  
プラン**

**スリム  
プラン**

### 2 風災・雹災・雪災



### 3 盗難 通貨等の盗難(保険の対象に家財を含む場合)



### 4 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突等



### 5 給排水設備の事故等による水濡れ

\*給排水設備自体に生じた損害については、お支払いの対象にはなりません。



### 6 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為



### 7 水災 台風、暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等による損害



## 自動でセットされる費用補償について

### 残存物取片づけ等費用

上記**a**～**c**の費用を含めた損害額が、保険金額を超える場合は、1回の事故につき保険金額の30%に相当する額を限度として、上記**a**～**c**の費用(損害保険金として支払われる費用は除きます。)をお支払いします。



### セキュリティ・グレードアップ費用

火災、破裂・爆発、盗難の事故により保険の対象について損害保険金が支払われる場合、お客様が危険軽減のために損害発生の日からその日を含めて180日以内に新たに支出された費用を1事故につき最高50万円までお支払いします。

### 水道管凍結修理費用

建物が保険の対象である場合、建物の専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理したときにお支払いします。ただし、屋外水栓や散水栓などの屋外設備・装置等は補償対象外となります。

### 損害防止費用

左記**①**の事故の際、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要・有益な費用のうち、所定のものについてお支払いします。(例:消火活動に使用した消火薬剤等の再取得費用)

### バルコニー等修理費用

保険の対象がマンション戸室の場合、基本補償プランで補償される事故によりバルコニー等の専用使用権付共用部分が損害を受け、管理組合の規約等に基づきこれを修理したときにお支払いします。

### 損害賠償請求権の保全・行使に要する費用

当社が保険金を支払うことにより取得する他人に対する損害賠償請求権の保全・行使に必要な費用を支出された場合に、お支払いします。(例:各種手続きにかかる郵送料、交通費等)

## STEP-2 保険の対象について

保険の対象をご確認ください。

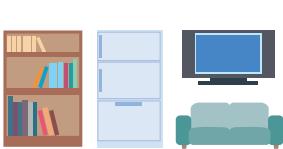
### 保険の対象について

#### 建物<sup>\*1</sup>のみ



お住まいの建物が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

#### 家財<sup>\*2</sup>のみ



家具や家電製品などの家財(生活用動産)が損害を受けた場合、保険金をお支払いします。

#### 建物<sup>\*1</sup>と家財<sup>\*2</sup>の両方



お住まいの建物と家財の両方の損害を補償します。

\*1 居住専用の建物に限ります。「門・塀・垣」「物置・車庫等の付属建物」「敷地内に固定された屋外設備・装置等」も建物に含めることができます。

\*2 物置・車庫等の付属建物内に収容される家財を含みます。

#### <お支払い例：火災が発生し建物と家財が焼失した場合>



保険金をお支払いします。



家財は補償されません。

#### 家財の保険もおすすめします

#### 家財は想像以上に大きな財産です！



#### 4名の場合の一例

(40歳前後の世帯主、主婦+小人2名)

家財の再調達価額(新価)の目安は約1,540万円

詳細はP10の家財の再調達価額(新価)の目安をご参照ください。

#### ご注意

家財には新価基準ではなく市場流通価額基準での補償となるものや、一般的な家財とは別に保険金額の設定が必要となるものがあります

で下表をよくご確認ください。なお、高額貴金属等に該当する家財は、地震保険の対象とはならないためご注意ください。

保険の対象	評価の基準	保険金額の設定	お支払いする保険金の額 (保険金額が限度)	地震保険
①貴金属等 (貴金属・宝玉および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品)	1個または1組の価額が <b>30万円以下</b> のもの	市場流通価額	「②上記以外の家財」の保険金額に含めて設定	損害額-免責金額(自己負担額) 対象
	1個または1組の価額が <b>30万円を超える</b> もの (高額貴金属等)	市場流通価額	「高額貴金属等」の保険金額を別途設定 <sup>*1</sup>	損害額-免責金額(自己負担額) 高額貴金属等の保険金額の設定が漏れていた場合でも、30万円を限度に補償します。 対象外
②上記以外の家財	新価	家財の保険金額を設定	損害額-免責金額(自己負担額)	対象

\*1 高額貴金属等は、100万円単位で設定してください。(所有する高額貴金属等の価額以上は保険金のお支払いができませんのでご注意ください。)また、高額貴金属等の実際の合計が100万円未満であっても、100万円単位でご設定いただく必要がありますのでご注意ください。

\*2 高額貴金属等の保険金額が設定されている場合でも、盗難による損害の場合は1事故につき1個または1組ごとに100万円を限度とします。

## STEP-3 自由に選択できるオプション補償について

### プラスオプション

オプション補償もご用意しています。

ご契約の際には、ニーズに合わせてご選択いただけます。

### オプション補償(特約)について

#### 臨時費用保険金補償特約

事故には思わず出費がつきものです。P1①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合に、お支払いします。

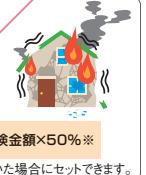
損害保険金×10%  
限度額 100万円



#### 地震火災費用保険金補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の対象が一定の損害を被った場合に、お支払いします。

保険金額×5%  
限度額 300万円



※地震保険をご契約いただいた場合にセットできます。

#### 失火見舞費用保険金補償特約

お住まいから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣など第三者の所有物に損害が生じた場合に、見舞金をお支払いします。(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)



#### 類焼損害補償特約

お住まいから発生した火災、破裂・爆発の事故により、ご近所の住宅や家財等に与えた損害を補償します。(ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。)



#### ドアロック交換費用補償特約

お住まいのドアの鍵が盗まれた場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償します。



#### 携行品損害補償特約

自宅外に持ち出し中の家財(携行品)の偶然な事故による損害を補償します。



#### 破損・汚損損害等補償特約

保険の対象である建物または家財について生じた、不測かつ突発的な事故による損害を補償します。



#### 建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約

建物に付属した所定の機械設備等の故障により生じた損害を補償します。



※破損・汚損損害等補償特約をセットした場合にセットできます。

#### 個人賠償責任補償特約

日本国内で、ご本人またはご家族が日常生活において他人にケガをさせたり、他の人に損害を与えたり、線路へ入り等により電気等を運行不能にさせたり、または受託品を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。



示談交渉サービス付  
(P10参照)  
電車等運行不能に対する  
受託品に対する賠償責任  
追加賠償特約付

#### 借家人賠償責任補償特約

賃貸住宅にお住まいの方等が、  
• P1①～⑥の事故を起こして借用戸室が損壊し、  
家主に対し法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。  
• P1①～⑥の事故により、借用戸室を破損または汚損した際に、家主との契約により自己の費用で修理した場合に備えます。  
※P1⑦や破損・汚損損害等補償特約の事故は補償されませんのでご注意ください。



#### 建物管理賠償責任補償特約

保険の対象となる建物の賃貸または管理業務に起因する偶然な事故(エレベーターまたはエスカレーターの事故を含む)により他人にケガをさせたり、他の人物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に備えます。



#### 家賃補償特約

火災等の事故により、賃貸している建物の家賃収入が得られなくなった場合の損失額を補償します。



## STEP-4 保険料の割引について

セコム安心マイホーム保険は保険料の割引も充実しています!!  
お住まいの設備等により、以下の割引を適用することができます。  
※次の割引を適用した場合、建物・家財の保険料が割引になります。

### 1 ホームセキュリティ割引

火災・  
盗難監視有効



\*ホームセキュリティを解約・解除された場合は、残りの保険期間に対し追加保険料をお支払いいただかないと保険金をお支払いできない場合がありますので、当社までご連絡ください。

火災の危険、盗難の危険を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合

保険料が  
M構造: 約 7%~40%  
T構造: 約 10%~35% OFF  
H構造: 約 12%~34%

火災監視のみ有効

「火災の危険のみ」または「盗難の危険のみ」を警備会社で常時監視している機械警備を導入し、かつ有効に機能している場合は、上記「火災・盗難監視有効」の場合より低い割引率が適用されます。

盗難監視のみ有効

### 2 オール電化住宅割引

\*石油ストーブやガスヒーター等を使用する場合は、本割引適用の対象とはなりません。

オール電化住宅なら



「オール電化住宅(住宅内の空調、給湯、調理等のすべての設備を電気でまかう住宅)」にお住まいの場合

保険料が  
M構造: 約 5%~33%  
T構造: 約 3%~25% OFF  
H構造: 約 2%~23%

### 3 長期年払割引

\*次年度以降の保険料は、原則として口座振替による払い込みとなります。  
\*保険期間により割引率は異なります。

長期年払契約にすると



保険期間が2~5年で保険料の払込方法を年払にされた場合、保険料が割引になります。

保険料が  
約 2~5% OFF

\*建物の築年数によっては、1年契約の保険料と比較して年間の保険料が高い年度がある場合がありますが、保険期間を通じた合計保険料は、保険期間を1年として継続した合計保険料と比べて割引になります。

**⚠️ 上記①、②の割引率は、次の条件の場合の例を表示しています。**

「保険の対象:建物(M構造は区分所有建物の専有部分を保険の対象としています。)」「水災等地:3等地」「免責金額(自己負担額):なし」「建築年数:10年」「保険期間:1年」「保険金額:M構造1,000万円、T・H構造2,000万円」「オプション補償(特約):セットなし」  
※保険の対象の所在地により割引率は異なります。  
※建物構造、保険の対象、水災等地、基本補償プラン、免責金額設定、建物建築年月、オプション補償(特約)のセット状況等の契約内容により、表示範囲外の割引率となる場合があります。  
(例)基本補償プランがワイドの場合は上記より低い割引率、基本補償プランがスリムの場合は上記より高い割引率、免責金額の適用がある場合は上記より高い割引率となる場合があります。

## STEP-5 免責金額(自己負担額)について

基本補償に免責金額を設定することで、保険料を抑えたご契約の設計が可能です。  
ただし、保険金のお支払いの際、保険金額または所定の支払限度額を限度とし、損害額から免責金額を差し引いた金額が損害保険金のお支払額となりますので、ご注意ください。

※保険の対象が建物の場合、建物を復旧できない場合または建物の損害の額が協定再調達価額以上となる場合は、免責金額を差し引きません。

### 1 基本補償の免責金額について

#### 免責金額「なし」

\*建物と家財それぞれ個別に適用されます。

\*ご契約条件によって設定できない免責金額があります。

基本補償について、全ての事故による損害に対して、免責金額の設定がありません。

**風災・雹災・雪災および雑危険(注)免責金額設定について**  
風災・雹災・雪災および雑危険(注)による損害については、3万円・5万円・10万円・20万円の免責金額を設定することができます。  
(注)雑危険は、P1④～⑥の補償をいいます。

#### 免責金額「3万円」

#### 免責金額「5万円」

#### 免責金額「10万円」

#### 免責金額「20万円」

#### 免責金額「30万円」

#### 免責金額「50万円」

#### 免責金額「100万円」

基本補償について、全ての事故による損害に対して、3万円・5万円・10万円・20万円・30万円・50万円・100万円の免責金額が適用されます。

**お支払い例** **⚠️** 保険金をお支払いする事故が発生した場合でも、損害額が免責金額以下であったときには、損害保険金をお支払いでいません。ただし、この場合であっても、各種費用保険金については、保険金のお支払い対象となる場合があります。

事故の内容	基本補償 免責金額	基本補償の損害保険金
落雷による過電流によりテレビが破損し25万円の損害を被った場合	10万円	△15万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [25万円(損害額)-10万円(免責金額)=15万円(お支払いする損害保険金)]
風災により窓ガラスが破損し7万円の損害を被った場合	10万円	△0円(免責金額「10万円」が適用されるため)

### 2 オプション補償の免責金額について

\*破損・汚損損害等補償特約については、建物と家財それぞれ個別に適用されます。

**《破損・汚損損害等補償特約(建物付属機械設備等電気的・機械的事故補償特約)》**

基本補償の免責金額に関係なく、5万円の免責金額が適用されます。

**《携行品損害補償特約》**

基本補償の免責金額に関係なく、3万円の免責金額が適用されます。

### その他注意事項

#### 《セキュリティ・グレードアップ費用》

基本補償の火災、破裂・爆発、盗難により損害保険金が支払われることを条件としてお支払いする費用保険金となっています。  
したがって、損害が生じた場合でも、免責金額の設定によっては、セキュリティ・グレードアップ費用のお支払い対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

**お支払い例**

事故の内容	基本補償 免責金額	基本補償の損害保険金
盗難により窓ガラスが破損し5万円の損害を被った場合	10万円	△基本補償の損害保険金 0円(免責金額「10万円」が適用されるため) △セキュリティ・グレードアップ費用 0円(基本補償の損害保険金のお支払いがないため)
盗難により玄関のドアが破損し12万円の損害を被った場合	10万円	△基本補償の損害保険金 2万円(免責金額「10万円」が適用されるため) [12万円(損害額)-10万円(免責金額)=2万円(お支払いする損害保険金)] △セキュリティ・グレードアップ費用 最高50万円までお支払い

# STEP-6 地震保険について

地震の多い日本だからこそ備えは万全に。  
地震保険をおすすめします。



## 地震保険の必要性について

地震による火災は、火災保険では、補償されません。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火またはこれらによる津波	✗*	○
上記以外	○	✗

\*地震などにより延焼・拡大した火災損害も補償されません。

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波による損害(火災・損壊・埋没・流失)に対して保険金をお支払いします。

### <お支払い例>



## 地震保険に加入するには?

### 火災保険+地震保険

地震保険は、単独では契約できません。

火災保険にセットして契約する必要があります。



現在ご契約の火災保険に地震保険をセットしていない場合、火災保険の中途でも地震保険を契約することができます。

\*大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発令された場合には、東海地震にかかる地震防災対策強化地域に所在する建物または家財について地震保険のご契約ができることがありますのでご注意ください。

### お支払いする保険金

損害の程度に応じて下表のとおり保険金をお支払いします。

損害の程度*	損害割合		お支払金額
	建物の主要構造部 (軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	家財の損害額	
全損	建物の時価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合	保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険額の100%(時価額が限度)
大半損	建物の時価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の60%以上80%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	建物の時価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合	保険の対象である家財の時価額の30%以上60%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	建物の時価額の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水(居住の用に供する部分の床を超える浸水)もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損に至らないとき	保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合	建物・家財それぞれの地震保険の保険額の5%(時価額の5%が限度)

\*「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定については、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います。

(注)1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されます。(2024年10月現在)

## 地震保険割引制度

割引制度もご用意しています!!

所定の確認資料をご提出いただいた場合、住宅の耐震性能に応じて割引が適用されます。  
割引を適用するためには割引の種類によって、次に記載されている確認資料のコピーをご提出いただきます。  
注:次の①～④の割引を重複して適用することはできません。

### 1 建築年割引

昭和56年6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に適用します。

割引率 10%

#### 確認資料

- ①品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類※2のうち、耐震等級を証明した書類※3
- ※1 公的機関等とは国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。
- ※2 建築確認申請書等の公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。
- ②宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」「不動産売買契約書」または「賃貸住宅契約書」
- ③登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡し証明書または建物引渡し証明書
- (ただし、いずれの資料も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。)

### 2 耐震等級割引

建物の耐震等級(注)に応じて、建物およびその収容家財について適用します。

耐震等級 3 2 1  
割引率 50% 30% 10%

#### 確認資料

- ①品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類※2のうち、耐震等級を証明した書類※3
- ②認定通知書など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※4および「設計内容説明書」など「耐震等級」が確認できる書類
- ③独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
- ※1 登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合に、その者を含みます。〔登録住宅性能評価機関について、以下同様とします。〕
- ※2 品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。(品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類について、以下同様とします。)
- ※3 例えば以下の書類が対象となります。
  - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
  - ・耐震性能評価書
  - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
  - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」
  - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
  - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評定シート」等の名称の証明書類
- ※4 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

### 3 耐震診断割引

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物およびその収容家財について適用します。

割引率 10%

#### 確認資料

- ①耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号または平成25年国土交通省告示第1061号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類
- ②耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など)

### 4 免震建築物割引

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である建物およびその収容家財について適用します。

割引率 50%

#### 確認資料

- ①品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類※1
- ②「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類※2および「設計内容説明書」など「免震建築物であることが確認できる書類
- ③独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書
- ※1 例えば以下の書類が対象となります。
  - ・品確法に基づく建設住宅性能評価書または設計住宅性能評価書
  - ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」
  - ・長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」
  - ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」
  - ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評定シート」等の名称の証明書類
- ※2 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」および「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。

■既にご加入の火災保険等において上記①～④割引を適用している場合は、次の書類を確認資料とすることができます。

#### 確認資料

- 対象建物について、建築年割引、耐震等級割引(およびその耐震等級)、耐震診断割引、免震建築物割引が適用されていることが確認できる「保証証券」「保険契約証」「保険契約継続証」「異動承認証」「満期案内書類」「契約内容確認のお知らせ」または「これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類もしくは電子データ」※1
- ※1 証券番号(契約を特定するための番号)、保険契約者、保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む)、建物の所在地・構造、保険金額および発行する保険会社※2の記載があるものをいいます。
- ※2 「満期案内書類」「契約内容確認のお知らせ」などを確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。

# ご契約時にご確認いただきたいこと

## 1 被保険者(補償を受けられる方)について

保険契約により補償を受けられる方をいいます。

基本補償の被保険者について、保険の対象の所有者が共有名義の場合には、全ての所有者をご指定ください。

なお、個人賠償責任補償特約・携行品損害補償特約等をセットされる場合は、別途被保険者本人の指定が必要となります。

## 2 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地について

保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の所在地を確認してください。

ご契約者のご住所と保険の対象の所在地が異なる場合は、ご契約の際に申込書に記載が必要となります。

## 3 保険の対象となる建物(または保険の対象となる家財を収容する建物)の用途について

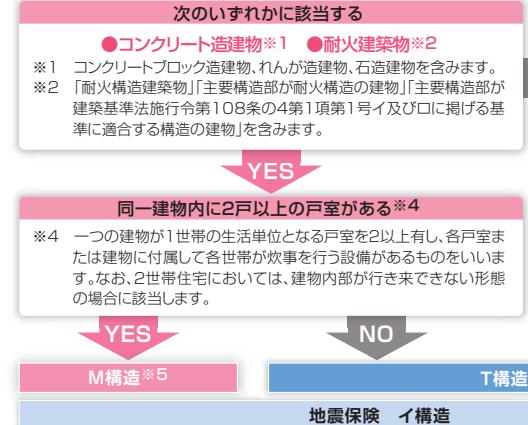
セコム安心マイホーム保険は、保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が専用住宅\*である場合にご契約いただけます。

\*単に住居のみに使用される建物をいいます。

## 4 構造級別について

次のフローチャートによりご確認ください。

(注)簡易判定チャートのため、このチャートに当てはまらない建物もあります。



次のいずれかの建物の継続契約の場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。

- 外壁が「コンクリート(ALC版・押出成形セメント版を含む)」造、「コンクリートブロック造」「れんが造」または「石造」である建物
- 土蔵造建物
- (注1)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」等に該当する場合、柱のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性がありますので、柱が木造の場合の構造級別の判定にあたってはご注意ください。
- (注2)複数の異なる種類の柱で建築されている建物の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- (注3)「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建物」等の場合は、当社所定の確認書をご提出ください。

## 5 保険金額について

1. 建物の保険金額：「再調達価額(新価)」を基準に協定します。(協定再調達価額)

2. 家財の保険金額(次の3.を除く)：「再調達価額(新価)」を基準に設定します。

3. P3の貴金属等の保険金額：上記2.の家財の保険金額とは別に、「市場流通価額」を基準に設定します。

## 6 評価額の算出方法について

### 建物 再調達価額(新価)の算出方法

#### 保険の対象である建物の建築年月および建築当時の建築価額がわかる場合【年次別指査法】

建築価額を基準に算出します。

<計算イメージ> 再調達価額(新価)\*1 = 建築当時の建築価額\*2 × 建築費倍率 × (100% - 基礎率)\*3 × 調整率\*4

#### 保険の対象である建物の建築年月および建築当時の建築価額がわからない場合【新築費単価法】

1平方メートル(m<sup>2</sup>)あたりの新築費単価を基準に算出します。

<計算イメージ> 再調達価額(新価)\*1 = (「新築費単価表」の該当単価 × 建物の延べ床面積\*5 + 建物の付属設備の価額\*6) × (100% - 基礎率)\*3 × 調整率\*4

\*1 再調達価額(新価)は、原則として10万円単位とします。(1万円単位四捨五入)

\*2 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合は、その価額を差し引いた額とします。

\*3 物の基礎を補償の対象に含めない場合は、所定の基礎率を除いて算出します。

\*4 実態の建物状況に応じ、原則として±30%以内の調整を行なうことができます。

\*5 保険の対象が区分所有建物(全構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含める場合を含みます。)の場合は、建物の占有面積となります。

\*6 門、塀、垣や物置、車庫等の付属建物を補償の対象に含めない場合はまたは保険の対象が区分所有建物(M構造)の専有部分(共用部分の共有持分を含める場合を含みます。)の場合は、加算しません。

## 家財

世帯主の年齢ご家族構成による下表の標準的な家財の再調達価額(新価)の目安や、積算による再調達価額(新価)を基準に算出します。

(単位:万円) (2024年10月現在)

家族構成 世帯主の年齢	2名	3名	4名	5名	独身 世帯					
	夫婦のみ —	夫婦 小人1名 —	夫婦 小人2名 大人1名 —	夫婦 小人3名 大人2名 大人1名 —						
25歳前後(含未満)	580	670	720	760	810	860	850	900	950	1,000
30歳前後	790	880	930	970	1,020	1,070	1,060	1,110	1,160	1,210
35歳前後	1,120	1,210	1,260	1,300	1,350	1,400	1,390	1,440	1,490	1,540
40歳前後	1,360	1,450	1,500	1,540	1,590	1,640	1,630	1,730	1,780	1,830
45歳前後	1,550	1,640	1,690	1,730	1,780	1,830	1,820	1,870	1,920	1,970
50歳前後(含以上)	1,640	1,730	1,780	1,820	1,870	1,920	1,910	1,960	2,010	2,060

\*上表にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上):140万円、小人(18歳未満):90万円を加算した額が目安となります。

\*貴金属等(P3参照)については、上表の金額に含まれておりません。

## 7 評価済保険(建物のみ)について

### 建物が古くなても全額補償!

#### 「評価済保険」の導入(建物のみ)

セコム安心マイホーム保険では、ご契約時に建物の新価の評価を適正に行ったうえで、その範囲内で保険金額を設定し、これを維持します。保険金お支払時には、保険金額を限度に実際の損害額を保険金としてお支払いします。(全焼等により建物を復旧できない場合などを除いて、免責金額(自己負担額)を差し引きます。)



#### ここが違う!

従来の火災保険\*では、保険金お支払時に再度評価を行なうため、物価の変動などにより、ご契約時の保険金額が全額補償されないことがあります。

\*従来の火災保険とは住宅総合保険などをいいます。

#### (セコム安心マイホーム保険の場合)

評価済 ご契約時の評価を維持します。

#### (従来の火災保険\*の場合)

罹災時再評価 保険金お支払時に再度評価します。

## 8 建物建築年月について

セコム安心マイホーム保険については、建物を保険の対象とするご契約で、始期日時点での築年数および保険期間により保険料が異なります。

(注1)ご申告いただいた「建築年月」から「保険始期年月」までの年数とし、端月数は切り捨てとなります。

(注2)ご申告いただいた「建築年月」の月が不明の場合は、1月とみなして、保険料を計算いたします。

(注3)「建築年月」が不明の場合は、最も高い区分で保険料を計算いたします。

#### 参考 主な確認方法

建築年月は次のような資料で確認できます。  
・建物登記簿謄本・登記事項要約書・不動産登記情報・重要事項説明書など

## 9 補償の重複について

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償が重複することができます。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償対象となりますですが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(注)1.契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

#### ★特にご注意いただきたい特約(主な例)

○個人賠償責任補償特約

他の保険契約等(他の傷害保険、火災保険、自動車保険等)において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償特約をセットされても、補償の限度額は増額されません。

## 10 個人賠償責任補償特約の示談交渉サービスについて

個人賠償事故を起こし損害賠償責任が生じたとき、被保険者と相手方との同意が得られるなど一定の条件を満たす場合には、セコム損保がお客様に代わって相手方との示談交渉を行います。この場合、セコム損保の選任した弁護士が相手方との交渉にあたることがあります。

## 11 建物の保険金支払いについて

原則、損害発生日から起算して2年以内に復旧したことを確認したうえで、保険金をお支払いします。

## お支払いする保険金について

\*ここに記載の「損害額」は、再調達価額(新価)を基準に算出したものをいいます。(ただし、貴金属等(P3参照)は、市場流通価額)

<建物を保険の対象とする契約の注意事項>  
原則、損害発生日から起算して2年内に修理したことを確認したうえで、保険金をお支払いたします。ただし、あらかじめ更新することを確約書でお約束いただき、当社がそれを承認した場合等については、復旧前に保険金をお支払いたします。(事故状況等によっては対応できないことがありますのでご注意ください。)

破損・火災・損壊等補償特約および建物外周機械設備等電気・機械的事故補償特約についても、同様の取扱いとなります。

### お支払いする場合

お支払いする場合		お支払いする保険金		
○：補償します	×：補償しません	ワイド	ベーシック	スリム
□① 火災、落雷、破裂・爆発	○ ○ ○			
□② 風災・雹災・雪災	○ ○ ○			
□③ 違憲 通貨等の盗難(保険の対象が家財の場合)	○ ○ ○			
□④ 建物外周部からの物の落水、漏洩、衝突等	○ ○ ○	×		
□⑤ 排水設備の事故等による水漏れ	○ ○ ○	×		
□⑥ 破損、労働争議に伴う暴力・破壊行為	○ ○ ○	×		
□⑦ 水災	○ × ×			
注1 屋外設備・装置等のうち、事業の用に供するものに生じた損害は、1事故につき100万円が限度				
注2 建物を復旧できない場合は建物の損害の額が確定再調達価額によってなる場合は、免責金額を差し引きます。				
注3 高額貴金属等の保険金額が設定されていない場合で、高額貴金属等に損害が生じたときは、1枚または1組ごとに30万円が限度				
注4 損害の場合は次のとおりとなります。 ●生活用(通貨)：事故につき20万円が限度 ●生活用(預貯金等)：1事故につき200万円または家財の保険金額の5%が限度(どちらか少ない方) ●高額貴金属等の保険金額が設定されている場合は、1枚または1組ごとに10万円が限度(設定されていない場合は注3と同じ)				
上記の損害額には、 <b>「残存物取付づけ費用」「損害範囲確定費用」「修理費用」「改修費用」「賃貸借料」「賃貸借料の支拂い」</b> 等の費用を算入した損害額は、建物は確定再調達価額、家財は再調達価額が限度となります。				

### オプション補償(自由選択)

□ 残存物取付づけ費用保険金(残存物取付づけ費用・損害範囲確定費用および改修費用)	実費*(1事故につき保険金額×30%が限度)
基本保険(物保険)において、上記の費用を含めた損害の額が、保険金額を超える場合	※損害保険金として支払った費用の額を除く
□ 火災・雹災・雪災費用保険金(セキュリティグレードアップ費用)	危険軽減のために損害発生日からその日を含めて180日以内新たに支出した費用(1事故につき50万円が限度)
保険の対象が区分所有の建物等の一部である場合に、基本保険アラートで保険料が支払われる場合	実費(1事故につき10万円が限度)(注4)
□ 水害・漏水・結露費用保険金	実費(1事故につき30万円が限度)(注4)
保険の対象が区分所有の建物等の一部である場合に、基本保険アラートで保険料が支払われる場合	実費
□ 損害防止費用	実費
(①)事故による損害の発生または甚大の防止のために必要な費用を支出した場合	実費
□ 損害賠償請求権の保全・行使にかかる費用	実費
保険金を支払うために必要な費用を支出した場合	実費
□ 直営費用保険金補償特約(10%・100万円限度)	損害保険金×10%(1事故につき100万円が限度)
①~②の事故による損害保険金が支払われる場合	
□ 地震火災費用保険金補償特約(5%・300万円限度)	保険金額×5%(1事故につき1枚地内ごとに300万円が限度)
地震、風災またはこれらによる津波により次のようないずれかが発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。
□ 地震火災費用保険金補償特約(30%)	保険金額×30%
地震、風災またはこれらによる津波により次のようないずれかが発生した場合 (1)保険の対象である建物または家財を収容する建物が半焼以上になったとき (2)保険の対象である家財が全焼になったとき	※保険の対象が家財である場合で、家財の保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額となります。 ●地震保険とは別にお支払いします。

### オプション補償(自由選択)

□ 各種修理費等の費用に用いる「残存物取付づけ費用」「損害範囲確定費用」「改修費用」を含みます。	
建物を復旧できない場合は建物の損害の額が確定再調達価額以上となる場合は、免責金額を差し引きます。	
(注6)高額貴金属等の保険金額が設定されていない場合で、高額貴金属等に損害が生じたときは、1枚または1組ごとに30万円が限度	

<p><b>安心チェックシート</b></p> <p><b>補償内容／特約</b></p> <p><b>割引／免責金額について</b></p> <p><b>地震保険について</b></p> <p><b>ご契約時の確認事項</b></p> <p><b>お支払いする保険金について</b></p>	<p><b>STEP-1 基本補償プランについて</b> (詳細はP1,2をご確認ください.)</p> <p><b>STEP-2 保険の対象について</b> (詳細はP3をご確認ください.)</p> <p><b>STEP-3 自由に選択できるオプション補償について</b> (詳細はP4をご確認ください.)</p> <p><b>STEP-4 保険料の割引について</b> (詳細はP5をご確認ください.)</p> <p><b>STEP-5 免責金額(自己負担額)について</b> (詳細はP6をご確認ください.)</p> <p><b>STEP-6 地震保険について</b> (詳細はP7,8をご確認ください.)</p>
--	---